

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)まほら舞阪 利用料金表

令和06年08月～

★1日あたりの料金(1割負担額は、各単位数に10.14円を乗じた金額の1割)

	介護保険適用単位数												単位数合計	① 一割負担額 (※2)	介護保険適用外(※3)				② 合計	①+② 1日あたりの 合計 (※1)
	介護サービス費 1日毎に請求	日常生活継続支援加算(Ⅱ) 1日毎に請求	看護体制加算(Ⅰ) 1日毎に請求	看護体制加算(Ⅱ) 1日毎に請求	夜勤職員加算(Ⅳ) 1日毎に請求	栄養マネジメント強化加算 1日毎に請求	個別機能訓練加算(Ⅰ) 1日毎に請求	個別機能訓練加算(Ⅱ) 月1回のみ請求	ADL維持等加算(Ⅰ) 月1回のみ請求	自立支援促進加算 月1回のみ請求	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 月1回のみ請求	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (所定単位の14.0%)			食費	居住費	日用品費	おやつ費		
要介護1	670	46	6	13	33	11	12	20	30	280	50	164	1,335	¥1,354	¥1,650	¥2,300	¥200	¥80	¥4,230	¥5,584
要介護2	740	46	6	13	33	11	12	20	30	280	50	174	1,415	¥1,435	¥1,650	¥2,300	¥200	¥80	¥4,230	¥5,665
要介護3	815	46	6	13	33	11	12	20	30	280	50	184	1,500	¥1,521	¥1,650	¥2,300	¥200	¥80	¥4,230	¥5,751
要介護4	886	46	6	13	33	11	12	20	30	280	50	194	1,581	¥1,604	¥1,650	¥2,300	¥200	¥80	¥4,230	¥5,834
要介護5	955	46	6	13	33	11	12	20	30	280	50	204	1,660	¥1,684	¥1,650	¥2,300	¥200	¥80	¥4,230	¥5,914

★1か月あたりの料金(30日計算、1割負担)

	介護保険適用 (1割負担) (※2) ①×30日	介護保険適用外 ②×30日	合計 (※1)
要介護1	¥27,870	¥126,900	¥154,770
要介護2	¥30,298	¥126,900	¥157,198
要介護3	¥32,899	¥126,900	¥159,799
要介護4	¥35,362	¥126,900	¥162,262
要介護5	¥37,754	¥126,900	¥164,654

備考

※1 端数処理の関係上、表示の料金は概算となります。

※2 一定以上の所得のある方は、自己負担割合が1割から2割又は3割負担になります。介護保険負担割合証参照。2割負担・3割負担に該当する方の介護保険適用分の料金については、表示している金額の2倍又は3倍となりますのでご了承ください。

※3 介護保険適用外の費用として、医療費・レクリエーション活動費・理美容代(1回2,500円程度)等が必要になる場合があります。

【食費・居住費負担減額対象者(特定入所者介護サービス費対象者)】

●下記の要件を満たす方は、住所地の市町へ申請することによって、上記の「食費」「居住費」が所得に応じて減額されます。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産状況	食費	居住費
第1段階	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	¥300	¥880
	老齢福祉年金受給者の方			
第2段階	前年の合計所得金額+年金収入額の合計が80万円以下の方	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	¥390	¥880
第3段階①	前年の合計所得金額+年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	¥650	¥1,370
第3段階②	前年の合計所得金額+年金収入額の合計が120万円超の方	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	¥1,360	¥1,370
第4段階	上記以外の方(課税世帯)	上記以外の方	¥1,650	¥2,300

★1か月あたりの料金(30日計算、1割負担)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階 1割負担	第4段階 2割負担	第4段階 3割負担
要介護1	¥71,670	¥74,370	¥96,870	¥118,170	¥154,770	¥182,640	¥210,510
要介護2	¥74,098	¥76,798	¥99,298	¥120,598	¥157,198	¥187,495	¥217,792
要介護3	¥76,699	¥79,399	¥101,899	¥123,199	¥159,799	¥192,697	¥225,595
要介護4	¥79,162	¥81,862	¥104,362	¥125,662	¥162,262	¥197,623	¥232,984
要介護5	¥81,554	¥84,254	¥106,754	¥128,054	¥164,654	¥202,407	¥240,160

《裏面》

該当したときに対象となる介護サービス加算項目

		単位数	
初期加算 (1日あたり)	新規に入所又は30日を超える入院後に再び入所したとき(30日を限度)	30	
安全対策体制加算 (入所時に1回のみ)	研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されているとき	20	
ADL維持等加算(Ⅰ) (1月あたり)	データ等を厚生労働省に提出して必要な情報を活用し、評価対象者等の調整済みADL利得を平均して得た値が1以上であるとき	30	
ADL維持等加算(Ⅱ) (1月あたり)	データ等を厚生労働省に提出して必要な情報を活用し、評価対象者等の調整済みADL利得を平均して得た値が3以上であるとき	60	
療養食加算 (1回あたり)	糖尿病食・腎臓病食等、医師の指示に基づき療養食を提供したとき (1日に3回を限度)	6	
経口移行加算 (1日あたり)	経管から食事摂取している方が、経口からの食事摂取に向けて栄養管理の基準を満たす計画管理が行われたとき(180日を限度)	28	
経口維持加算(Ⅰ) (1月あたり)	誤嚥の認められる方で、医師・歯科医師の指示に基づき栄養管理の基準を満たす経口摂取の管理を実施したとき	400	
経口維持加算(Ⅱ) (1月あたり)	経口による継続的食事摂取を支援するための観察及び会議等に歯科医師又は歯科衛生士が加わり、質の高い経口維持計画を策定したとき	100	
口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月あたり)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、そのケアについて介護職員に対し、具体的な技術的助言をしたとき	90	
口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月あたり)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、そのケアについて介護職員に対して具体的な技術的助言をし、口腔衛生等の管理の情報を厚生労働省に提出して必要な情報を活用したとき	110	
個別機能訓練加算(Ⅲ) (1月あたり)	個別機能訓練加算(Ⅱ)、口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定し、入所者ごとに個別機能訓練計画など訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、口腔の健康状態に関する情報及び栄養状態に関する情報を共有し、必要に応じて計画の見直しを行い、その内容について関係職種間で共有しているとき	20	
外泊時費用 (1日あたり)	入所者が病院へ入院又は自宅に外泊したとき(月に6日を限度)	246	
外泊時在宅サービス 利用費用(1日あたり)	自宅に外泊したときにまほら舞阪からの在宅サービスを提供したとき (月に6日を限度)	560	
認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日あたり)	介護を必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを提供したとき	3	
認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日あたり)	介護を必要とする認知症の者に対し、研修を実施するなど、より専門的な認知症ケアを提供したとき	4	
認知症行動・心理症状緊急 対応加算(1日あたり)	緊急に在宅での生活が困難な認知症行動や心理症状の入所者を受入れてサービスを提供したとき (7日を限度)	200	
若年性認知症入所者 受入加算(1日あたり)	若年性認知症入所者に対して個別に担当者を定めてサービスの提供をしたとき	120	
看取り介護加算(Ⅱ) (1日あたり)	ご家族の同意を得て看取りに関する計画を作成し、医療提供体制を整備して施設内で看取り介護を行ったとき	①死亡日以前31～45日	72
		②死亡日以前4～30日	144
		③死亡日の前日・前々日	780
		④死亡日	1,580
配置医師緊急時対応 加算(1回あたり)	配置医師が次の時間帯で施設訪問診療を行ったとき	早朝、夜間及び深夜を除く通常の勤務時間外	325
		早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)	650
		深夜(22時～翌朝6時)	1,300
生活機能向上連携加算 (Ⅱ) (1月あたり)	リハビリ専門職がまほら舞阪を訪問して職員と共同で個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行ったとき	200	
	上記に加えて、個別機能訓練加算を算定しているとき	100	
排せつ支援加算(Ⅰ) (1月あたり)	排泄に介護を要する者に対し、多職種が協働して3か月に1回以上評価して厚生労働省に提出して支援計画を作成し、その計画に基づき支援したとき	10	
排せつ支援加算(Ⅱ) (1月あたり)	上記(Ⅰ)に加えて、入所時等と比較して排尿排便の状態が少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないとき又は“オムツ使用あり”から“使用なし”に改善しているとき又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去されたとき	15	
排せつ支援加算(Ⅲ) (1月あたり)	上記(Ⅰ)に加えて、入所時等と比較して排尿排便の状態が少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないとき又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去されたときかつ、オムツ使用ありから使用なしに改善しているとき	20	
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)(1月あたり)	入所時に褥瘡の有無の確認、褥瘡発生のリスクについて評価をし、その後、少なくとも3か月に1回評価し、その結果等を厚生労働省に提出して必要な情報を活用し、計画的に見直し・記録・管理したとき	3	
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)(1月あたり)	上記に加えて、入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について当該褥瘡が治療したとき又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないとき	13	
再入所時栄養連携加算 (1回あたり)	入院し、経管栄養導入等、再入所時に以前とは大きく状況が変わり、厚生労働大臣が定める特別食等の提供が必要となり、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して栄養管理の基準を満たす栄養管理調整を行ったとき(1回を限度)	200	
サービス提供体制強化 加算(Ⅱ)(1日あたり)	介護職員に占める介護福祉士の割合が60%以上であるとき (表面 料金表の「日常生活継続支援加算」を取らないときに算定します。)	18	
サービス提供体制強化 加算(Ⅲ)(1日あたり)	介護福祉士の割合が50%以上、常勤職員の割合が75%以上、勤続7年以上の職員の割合が30%以上のいずれかであるとき (表面 料金表の「日常生活継続支援加算」を取らないときに算定します。)	6	
特別通院送迎加算 (1月あたり)	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して1月に12回以上、通院のため送迎を行ったとき	594	
協力医療機関連携加算 (1月あたり)	入所者等の病状が急変時に医師又は看護職員が相談対応を行う体制や入院を要する入所者等の入院を原則受け入れる体制を常に確保し、診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常に確保しているとき	R7.3.31まで	100
		R7.4.1以降	50
	上記以外の協力医療機関と連携している場合	5	
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して入所者を紹介する際、入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供したとき(入所者1人につき1回に限り算定)	250	
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者の栄養管理に関する情報を提供したとき(1月につき1回を限度)	70	
在宅復帰支援機能加算 (1日あたり)	入所者が在宅へ退所するに当たり、家族と連絡調整・相談援助等の支援をしたとき	10	
退所前後訪問相談援助 加算(1回あたり)	退所にあたり居宅を訪問し、退所後のサービス利用について相談援助を行ったとき	460	
退所時相談援助加算 (1回あたり)	退所後のサービス利用について相談援助を行ったとき(1回を限度)	400	
退所前連携加算 (1回あたり)	居宅介護支援事業所へ退所後のサービス利用について文書による情報を提供し、連携したとき (1回を限度)	500	